告示・通達　等

宮崎市屋外広告物条例の規定により市長が指定する禁止地域等について

宮崎市屋外広告物条例（平成９年条例第４７号。以下「条例」という。）の規定に基づき、屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域等を次のように定め、条例第３７条の規定により次のとおり告示する。

なお、宮崎市屋外広告物条例の規定により市長が指定する禁止物件、禁止地域について（平成１０年告示第７３号）は、平成２３年３月３１日限り廃止する。

〔平成２３年　４月　１日　宮崎市告示第１７６号〕
〔平成２４年　１月１１日　宮崎市告示第　１４号〕
〔平成２８年　２月　９日　宮崎市告示第　８１号〕
〔平成２９年　９月２５日　宮崎市告示第５９７号〕
〔令和　３年　３月　１日　宮崎市告示第１２６号〕
〔令和　５年１０月　１日　宮崎市告示第６９５号〕
〔令和　６年１２月　１日　宮崎市告示第８３５号〕

１　条例第４条第５号の規定により市長が指定する区域は、自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２６条に規定する普通地域のうち、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２章の規定により定められた用途地域とする。

２　条例第４条第９号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎県沿道修景美化条例（昭和４４年宮崎県条例第１３号）第９条第１項の規定により指定された沿道修景指定樹木の周囲１０メートル以内の区域	第２種禁止地域
宮崎市宮崎中央公園の周囲２０メートル以内の区域	第３種禁止地域
宮崎県総合文化公園の区域のうち、都市公園に指定されていない区域	第２種禁止地域
宮崎県総合運動公園の区域のうち、都市公園に指定されていない区域	第２種禁止地域
宮崎県総合文化公園の周囲２０メートル以内の区域	第３種禁止地域

２の２　条例第４条第１０号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎駅東通り地区重点景観形成地区として指定された区域のうち、住宅地ゾーンとして指定された区域、及び、港周辺ゾーンとして指定された区域のうち、県道宮崎島之内線より西側区域	第３種禁止地域

３　条例第４条第１１号の規定により市長が指定する区域は、次の各表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。

路線名	区間		距離	区域の限定	区分
	起点	終点			
九州縦貫自動車道	都城市との境界	宮崎インターチェンジ	５００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域

東九州自動車道	日南市との境界	国富町との境界	５００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	国富町との境界	西都市との境界	５００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
国道１０号	新富町との境界	県道宮崎インター佐土原線との交点（宮崎市佐土原町下那珂地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	総合農業試験場前バス停（宮崎市佐土原町下那珂地内）	市道下北方通線との交点（宮崎市南花ヶ島町地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
	県道南俣宮崎線との交点（宮崎市大塚町地内）	新山下橋（宮崎市高岡町下倉永地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
	宮崎市高岡町高浜２６４２番地先	高岡トンネル（宮崎市高岡町飯田地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
	高岡トンネル（宮崎市高岡町飯田地内）	宮崎市高岡町浜子５４６地先	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	国道２６８号との交点	都城市との境界	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
国道１０号（花見バイパス）	花見橋（宮崎市高岡町花見地内）	現道との交点（宮崎市高岡町花見地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
国道２１９号	西都市との境界	国道１０号との交点（宮崎市大字新名爪地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
国道２１９号（春田バイパス・広瀬バイパス）	西都市との境界	国道１０号との交点（宮崎市佐土原町下那珂地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
国道２２０号	両国橋（宮崎市源藤町地内）	宮崎インターチェンジとの交点	５０ｍ	全地域	第３種禁止地域
	宮崎インターチェンジとの交点	九州旅客鉄道株式会社日南線との交点(宮崎市大字本郷南方地内)	１００ｍ	全地域	第３種禁止地域

	九州旅客鉄道株式会社日南線との交点(宮崎市大字本郷南方地内)	市道辻原松崎線との交点（大字本郷南方地内）	３００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	市道辻原松崎線との交点（大字本郷南方地内）	木崎大橋（宮崎市大字熊野地内）	３００ｍ	用途地域を除く区域	第１種禁止地域
	木崎大橋（宮崎市大字熊野地内）	鵜来橋（宮崎市大字熊野地内）	３００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	鵜来橋（宮崎市大字熊野地内）	山之口高架橋（宮崎市大字加江田地内）	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
	山之口高架橋（宮崎市大字加江田地内）	新内海トンネル（宮崎市大字内海地内）	３００ｍ	全　地　域	第１種禁止地域
	新内海トンネル（宮崎市大字内海地内）	宮崎市大字内海３５３１番１地先	１００ｍ	全　地　域	第３種禁止地域
	野島橋（宮崎市大字内海地内）	日南市との境界	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
国道２２０号（堀切峠バイパス）	現道との交点（宮崎市大字折生迫地内）	堀切峠トンネル（宮崎市大字折生迫地内）	１００ｍ	全　地　域	第１種禁止地域
	堀切峠トンネル（宮崎市大字折生迫地内）	現道との交点（宮崎市大字内海地内）	１００ｍ	全　地　域	第３種禁止地域
国道２６８号	小林市との境界	国道１０号との交点（宮崎市高岡町浦之名地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
国道２６９号	県道宮崎西環状線との交点（宮崎市大坪町地内）	宮崎市清武町池田台北２９番３７７地先	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	正手橋（宮崎市清武町大字加納地内）	都城市との境界	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道宮崎高鍋線	新富町との境界	県道宮本新町線との交点（宮崎市佐土原町上田島地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域

	県道佐土原国富線との交点（宮崎市佐土原町東上那珂地内）	県道宮崎西環状線との交点（宮崎市池内町地内）	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
	県道宮崎西環状線との交点（宮崎市池内町地内）	市道下北方南方線との交点（宮崎市下北方町地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
県道宮崎西環状線	国道１０号との交点(宮崎市花ケ島町地内)	県道宮崎田野線との交点（宮崎市古城町地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
県道宮崎インター佐土原線	九州旅客鉄道株式会社日豊線との交点（宮崎市佐土原町下那珂地内）	新別府川左岸	１００ｍ	全　地　域	第１種禁止地域
	市道北権現通線との交点（宮崎市新別府町地内）	宮崎市稗原町９０番１地先	１００ｍ	全　地　域	第３種禁止地域
	県道宮崎港宮崎停車場線との交点（宮崎市大字田吉地内）	九州縦貫自動車道との交点（宮崎市大字本郷北方地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道宮崎島之内線	宮崎市吉村町前田甲１１９８番地先	宮崎市大字塩路字江良ノ上２９０３番地先	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
県道南俣宮崎線	市道下北方通線との交点（宮崎市大字小松地内）	市道富吉跡江線との交点（宮崎市大字跡江地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
県道高鍋高岡線	国富町との境界	柴手橋（宮崎市高岡町飯田地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道宮崎須木線	宮崎市大字上北方字川端４３番２地先	国富町との境界	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
県道細江浮田線	市道余り田水待線との交点（宮崎市大字浮田地内）	県道高岡郡司分線との交点（宮崎市大字細江地内）	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
県道高岡郡司分線	県道細江浮田線との交点（宮崎市大字細江地内）	宮崎自動車道との交点（宮崎市清竹町船引地内）	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
	市道下中野尾ノ下線との交点（宮崎市清武町木原地内）	県道中村木崎線との交点（宮崎市大字郡司分地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域

県道城ケ崎清武線	一ツ葉有料道路との交点（宮崎市大字恒久地内）	県道高岡郡司分線との交点（宮崎市大字郡司分地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道大久保木崎線	宮崎自動車道との交点（宮崎市清武町今泉甲地内）	県道中村木崎線との交点（宮崎市大字熊野地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道宮崎北郷線	宮崎自動車道との交点（宮崎市清武町加納甲地内）	県道高岡郡司分線との交点（宮崎市清武町新町内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道宮崎北郷線	県道高岡郡司分線との交点（宮崎市清武町新町２丁目地内）	日南市との境界	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道日南高岡線	北郷町との境界	田野橋（宮崎市田野町甲地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
県道内海加江田線	国道２２０号との交点（宮崎市大字加江田地内）	知福橋（宮崎市大字加江田地内）	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
	市道井ノ尻青島小学校線との交点(宮崎市青島５丁目地内)	国道２２０号との交点（宮崎市大字折生迫地内）	３００ｍ	全　地　域	第１種禁止地域
市道大島通線	市道江平大島線との交点（宮崎市大島町地内）	県道宮崎島之内線との交点（宮崎市大字島之内地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道塩路浜山１号線	全区間		１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道塩路江良ノ上線	全区間		１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道北権現通線	市道吉村通線との交点（宮崎市新別府町地内）	県道宮崎インター佐土原線との交点（宮崎市新別府町地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道村角山崎線	全区間		１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道阿波岐原団地北線	全区間		１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道下北方通線	九州旅客鉄道株式会社日豊線との交点(宮崎市花	県道宮崎島之内線との交点（宮崎市阿波岐原町地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域

	ヶ島町地内)				
市道阿波岐原前浜２号線	全区間		１００ｍ	全　地　域	第３種禁止地域
市道富吉跡江線	県道南俣宮崎線との交点（宮崎市大字跡江地内）	市道六田有田線との交点（宮崎市大字富吉地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道六田有田線	市道富吉跡江線との交点（宮崎市大字富吉地内）	国道１０号との交点（宮崎市大字富吉地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道跡江柏原線	生目古墳風致地区との交点（宮崎市大字跡江地内）	県道宮崎西環状線との交点（宮崎市大字柏原地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道新名爪塩路線	国道１０号との交点（宮崎市大字新名爪地内）	県道宮崎島之内線との交点（宮崎市大字塩路地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
市道余り田水待線	県道宮崎西環状線との交点（宮崎市大字浮田地内）	県道細江浮田線との交点（宮崎市大字浮田地内）	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域
日豊本線	新富町との境界	市道下北方通線との交点（宮崎市花ヶ島町地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	清武駅	都城市との境界	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
日南線	南宮崎駅	県道大久保木崎線との交点（宮崎市大字熊野地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第３種禁止地域
	県道塩鶴木崎線との交点（宮崎市大字熊野地内）	青島トンネル（宮崎市大字折生迫地内）	１００ｍ	用途地域を除く区域	第２種禁止地域
	青島トンネル（宮崎市大字折生迫地内）	宮崎市大字内海字鵜山３５３１番１地先	１００ｍ	全　地　域	第３種禁止地域
	小内海駅	日南市との境界	１００ｍ	全　地　域	第２種禁止地域

4　条例第４条第１３号の規定により市長が指定する区域は、次の表のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎空港及びその周囲のうち、用途地域を除く区域（別図のとおり）	第２種禁止地域
九州旅客鉄道株式会社の宮崎駅、南宮崎駅、青島駅の駅前広場	
宮崎カーフェリーターミナル及びこれらの周囲（別図のとおり）	第３種禁止地域
宮崎空港の周囲のうち、用途地域（別図のとおり）	
九州旅客鉄道株式会社の宮崎駅、南宮崎駅、青島駅の駅舎のある区域	

5　条例第４条第１７号の規定により市長が指定する区域は、次の表のとおりとする。

地域又は場所	区分
信号機の周囲２０メートル以内の区域（次項に該当する地域及びその地上１０メートルを超える部分を除く。）	第２種禁止地域
信号機の周囲２０メートル以内の区域であって、宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成９年規則第６５号）別表第４規制地域の部第２種規制地域の項及び第３種規制地域の項に該当する地域（その地上１０メートルを超える部分を除く。）	第３種禁止地域

6　条例第４条第１８号の規定により市長が指定する地域又は場所は､次の表のとおりとする。

地域又は場所	区分
宮崎インターチェンジの周囲のうち、用途地域を除く区域（別図のとおり）	第２種禁止地域
宮崎インターチェンジの周囲のうち、用途地域（別図のとおり）	第３種禁止地域

7　条例第６条第４号の規定により市長が指定するものは、次のとおりとする。

（１）児童遊戯施設
（２）防犯灯及び街路灯
（３）公園の施設
（４）ごみ箱
（５）フラワーポット
（６）カーブ・ミラー
（７）ベンチ

なお（別図のとおり）は省略し、その図面を宮崎市都市整備部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

宮崎市屋外広告物条例施行規則の規定により市長が指定する区域等について

宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成９年規則第６５号。以下「規則」という。）の規定に基づき市長が指定する区域等を次のように定め、条例第３７条の規定により次のとおり告示する。

なお、宮崎市屋外広告物条例施行規則別表第４の規定により市長が指定する区域及び同規定別表第１０の規定により市長が指定する道路について（平成１０年告示第７４号）は、平成２３年３月３１日限り廃止する。

〔平成２３年　４月　１日　宮崎市告示第１７７号〕
〔平成２９年　９月２５日　宮崎市告示第５９８号〕
〔令和　３年　３月　１日　宮崎市告示第１２６号〕

１　規則別表第４の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

(1)　禁止地域の部第２種禁止地域の項第１号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

イ　宮崎市池内町の一部(別図のとおり)
　　宮崎市平和が丘西町の一部(別図のとおり)

ロ　宮崎市大塚台西１丁目の一部(別図のとおり)
　　宮崎市大塚台西２丁目の一部(別図のとおり)
　　宮崎市大塚台西３丁目の一部(別図のとおり)

ハ　宮崎市生目台東２丁目の一部(別図のとおり)
　　宮崎市生目台東３丁目の一部(別図のとおり)
　　宮崎市生目台東４丁目の一部(別図のとおり)

ニ　宮崎市学園木花台北３丁目

(2)　規制地域の部第２種規制地域の項第３号の規定により市長が指定する区域は、次のとおりとする。

イ　国道１０号の新山下橋から宮崎市高岡町高浜白地２６４２番地先までの区間で、路端から１００ｍの区域

ロ　宮崎市高岡町浜子５４６地先から国道２６８号との交点までの区間で、路端から１００ｍの区域

ハ　宮崎駅前広場の周囲（別図のとおり）

(3)　規制地域の部第３種規制地域の項第２号の規定により市長が指定する区域は、宮崎市花ヶ島町及び宮崎市大字芳士の都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１号に規定する準工業地域の一部（別図のとおり）とする。

なお（別図のとおり）は省略し、その図面を宮崎市都市整備部景観課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成１０年４月１日
都　市　計　画　課

堅固な広告物等の取り扱いについて

宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成９年規則第６５号）第１４条に規定する「これに準ずるものと市長が認めたもの」とは、地盤面からの高さが、３．５メートル以上４メートル以下で、一面の表示面積が５平方メートルを超える野立広告、及び広告物等の高さ（縦の長さ）が３．５メートル以上４メートル以下で、一面の表示面積が５平方メートルを超える屋上広告、壁面広告、突出広告、つり下げ広告又はアーチ広告をいう。

ただし、建物に直接文字、絵画又は写真を表示した壁面広告又は屋根面広告は含まない。

（堅固な広告物等の例）

<table>
<tr><td>野　立
（建　植）
広　告</td><td> 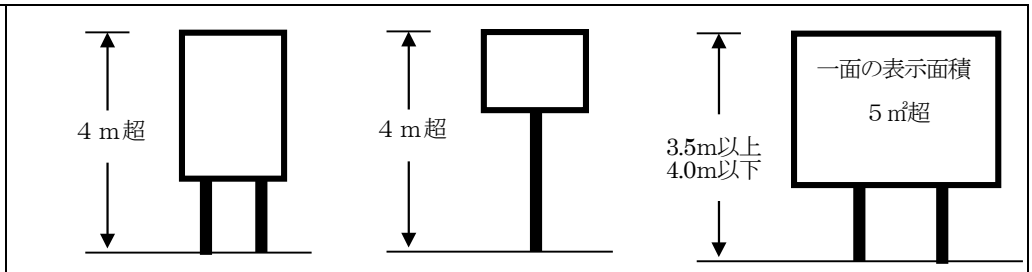
</td></tr>
<tr><td>屋上広告</td><td> 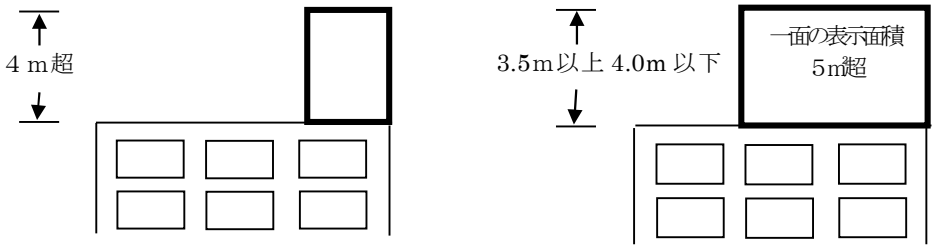
</td></tr>
<tr><td>壁面広告</td><td> 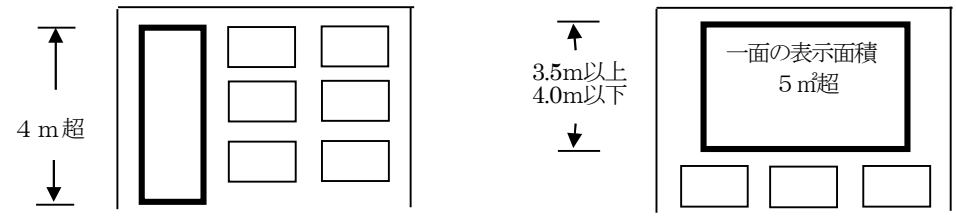

※建物に直接文字、絵画又は写真を表示した壁面広告は含みません。</td></tr>
<tr><td>屋根面広告</td><td> 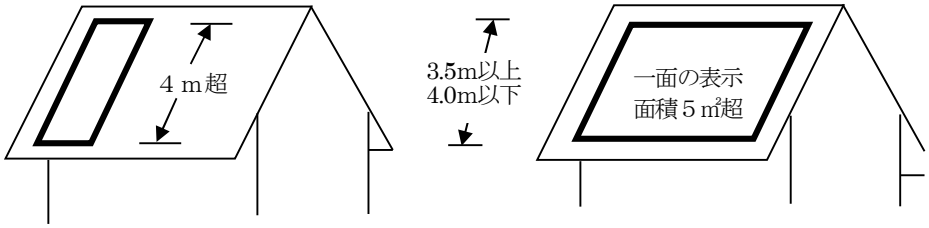

※建物に直接文字、絵画又は写真を表示した屋根面広告は含みません。</td></tr>
<tr><td>突出広告</td><td> 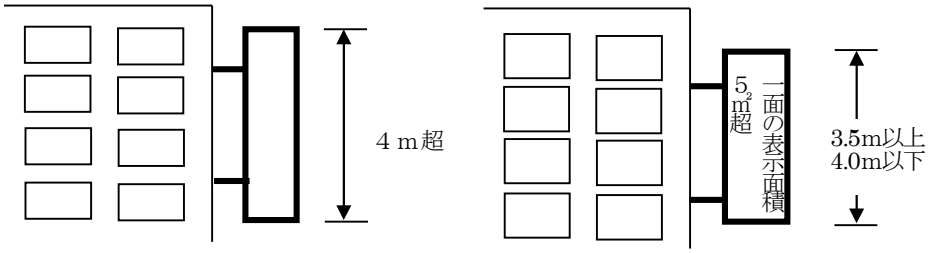
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※つりさげ広告及びアーチ広告についても同様</td></tr>
</table>

信号機周辺の規制の取扱いについて

平成２２年７月３０日
都市整備部景観課

宮崎市屋外広告物条例の規定により市長が指定する禁止地域等について（平成２３年告示第１７６号）の５の項の規定については、次のとおり取扱うものとする。

１.「信号機の周囲２０メートル以内」とは、信号機の柱を基点として周囲２０メートル以内とする。
２.「その地上１０メートルを超える部分を除く。」とは、信号機の周囲２０メートル以内であっても地上から１０ｍを超える部分については、すべての広告物について、信号機にかかる規定（第２種禁止地域又は第３種禁止地域）の適用から除外されるものとする。
３．信号機にかかる規定が適用になる地域とならない地域が混在する場合は、信号機にかかる規定が適用になる地域については信号機にかかる基準（第２種禁止地域又は第３種禁止地域の基準）を適用し、信号機にかかる規定が適用にならない地域については当該地域にかかる基準を適用する。この場合において、信号機にかかる規定が適用にならない地域に表示する広告物の表示面積は、当該地域にかかる地域の基準から、信号機にかかる規定が適用となる地域に表示される広告物の表示面積を除いた面積とする。

なお、これらを図示すると、次のとおりとなる。

【例：当該地域が第２種規制地域の場合】

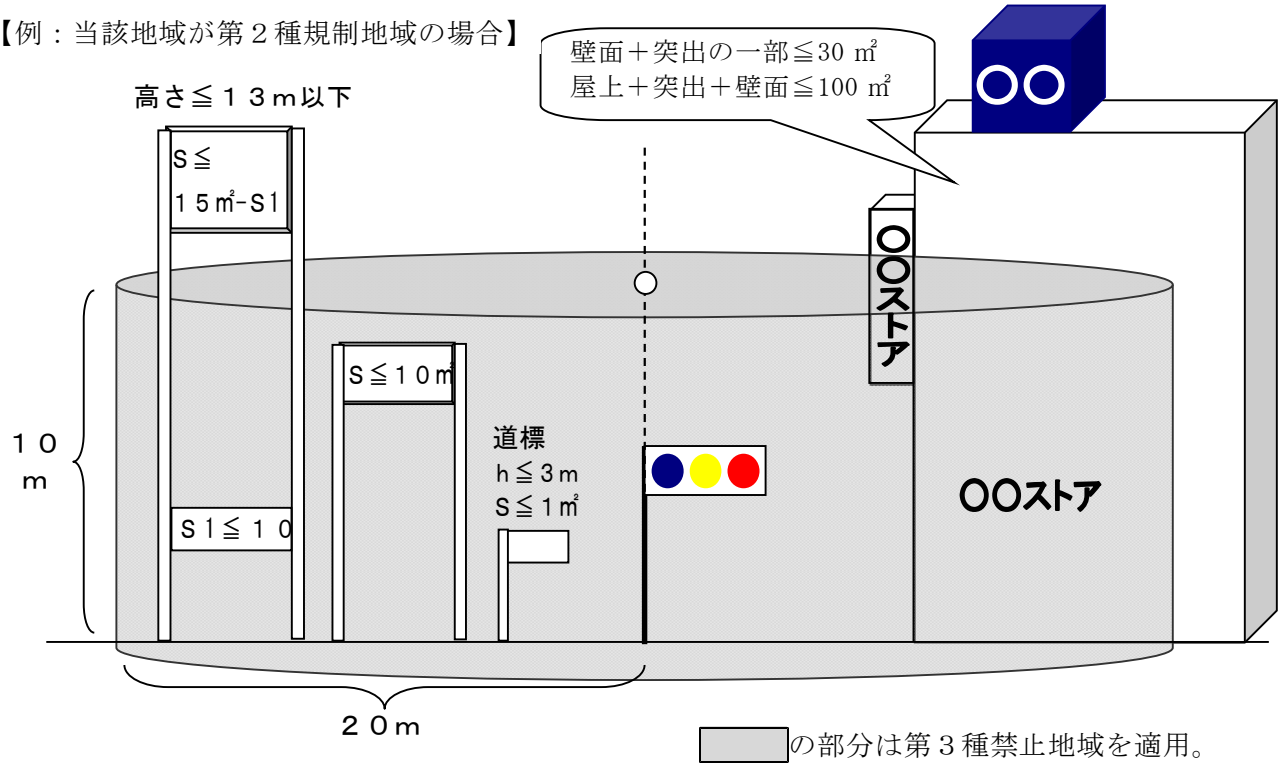

の部分は第３種禁止地域を適用。
（自家用外広告物は、道標を除き設置不可。）